

相模原市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成27年1月28日に実施した環境経済局環境経済総務室及び経済部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年3月3日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査を実施した日

平成27年1月28日

2 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成27年2月16日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>商業観光課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <ol style="list-style-type: none">1 キャンプ場管理運營業務委託において、キャンプ場開設期間が、仕様書と見積書で相違していた。また、見積書に記載誤りが見られた。2 相模原市民たてしな自然の村の管理に関する協定において、相模原市民たてしな自然の村の管理に関する協定書における指定管理料と、指定管理者から提出された平成26年度事業計画書の収支予算書の指定管理料が相違していたにもかかわらず、これを承認していた。3 相模原市立相模川自然の村の管理に関する協定において、指定管理者から提出され、市が承認した平成26年度事業計画書の収支予算書に積算誤りが散見された。 <p>これらのことは、契約事務及び指定管理に係る事務における基本的な確認が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。</p> <p>契約事務及び指定管理に係る事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、関係書類の記載内容の精査・確認はもとより、事務処理方法及び確認</p>	<p>各事業の委託料の支出に関する事務において、不適切な事例が見られたことにつきましては、次のとおり措置を講じました。</p> <p>委託料の支出に関する仕様書及び見積書の記載内容や金額の表記等、また指定管理者から提出される事業計画書につきましては、公金を扱う事務の重要性等を示した「事務処理ミス防止事務作業確認マニュアル」を新たに作成し、その中に「契約書・協定書等の作成時におけるチェックリスト」を示し、このチェックリストに基づき、委託料の支出に際して、事務担当職員、補助職員及び財務取扱職員の3名による内容確認の徹底を図りました。</p> <p>また、平成27年1月7日に、担当課長を中心に観光業務を所管する職員全体で事務処理ミスを防止するための研修会を実施いたしました。これからは毎年、次年度の契約準備を開始する時期に同様の研修会を実施いたします。</p> <p>今回の不適切な事例の再発防止に向け、職員一人一人が意識を変える事が不可欠であるため、平成27年1月20日に、商業観光課の所属長が、課の職員に「公務の執行に対する心構え」を口頭訓示し、その後、各職員から「公</p>

<p>体制を見直すなど、再発防止に取り組むとともに、担当職員及び管理監督者の意識改革を図り、適正に事務を執行されたい。</p>	<p>務の執行に対する心構え」を書面にし提出させました。平成27年1月27日現在、長期休暇取得中の職員を除く、全職員が提出しました。</p> <p>今後につきましては、指摘を受けたことを重く受け止め、公金を取り扱うことの重要性と契約書や協定書等の誤りが重大な事故に発展する危険性等について、個々の職員に周知徹底し、組織として事務処理ミスの再発防止に取り組んでまいります。</p>
<p>商業観光課の各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>第40回相模原市民桜まつり交通対策費補助金他2件の補助金交付事務において、相模原市観光事業等補助金交付要綱(平成25年4月1日施行)第6条に規定している千円未満の端数の切捨てがなされずに交付されていた。</p> <p>このことは、補助金の交付と精算が、その内容を確認することなく行われていることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。</p> <p>補助金交付事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法・管理監督体制の見直しを図り、実効性のある再発防止のための必要な措置を講じ、適正に事務を執行されたい。</p>	<p>第40回相模原市民桜まつり交通対策費補助金他2件の補助金の支出に関する事務において、不適切な事例が見られたことにつきましては、次のとおり措置を講じました。</p> <p>相模原市観光事業等補助金交付要綱を商業観光課の事務担当職員全員に周知し、要綱の理解を徹底するとともに、公金を扱う事務の重要性等を示した「事務処理ミス防止事務作業確認マニュアル」を新たに作成し、その中に「補助金交付申請チェックリスト」を示し、このチェックリストに基づき、補助金交付等に際して、事務担当職員、補助職員及び財務取扱職員の3名による内容確認の徹底を図りました。</p> <p>また、平成27年1月7日に、担当課長を中心に観光業務を所管する職員全体で事務処理ミスを防止するための研修会を実施いたしました。これからも毎年、次年度の補助金交付準備を開始する時期に同様の研修会を実施いたします。</p> <p>なお、相模原市民桜まつり他2件の実行委員会に対しまして、当初の誤った交付決定金額を更正する通知を平成27</p>

	<p>年1月6日付けで送付し、既に支払った補助金のうち千円未満にあたる金額の戻入を確認しました。</p> <p>今回の不適切な事例の再発防止に向け、職員一人一人が意識を変える事が不可欠であるため、平成27年1月20日に、商業観光課の所属長が、課の職員に「公務の執行に対する心構え」を口頭訓示し、その後、各職員から「公務の執行に対する心構え」を書面にして提出させました。平成27年1月27日現在、長期休暇取得中の職員を除く、全職員が提出しました。</p> <p>今後につきましては、指摘を受けたことを重く受け止め、公金を取り扱うことの重要性和契約書や協定書等の誤りが重大な事故に発展する危険性等について、個々の職員に周知徹底し、組織として事務処理ミスの再発防止に取り組んでまいります。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------